

労働時間管理の実態とその統計的把握

[研究メンバー]

主査	小野 旭	一橋大学教授
	市野省三	四日市大学教授
	腰原久雄	横浜国立大学教授
	田宮和夫	日本労働研究機構統括研究員
	樋口美雄	慶應義塾大学教授
	中山拓幸	東京都総務局人口統計課長

[報告書目次]

- 第1章 労働時間統計をめぐる論議と研究の視点
- 第2章 労働時間管理の実態とその統計的把握に関する事業所調査結果の概要と若干の考察
- 参考1 事業所調査と個人調査による労働時間統計について
- 参考2 アメリカの労働時間統計の調査について

[内容要旨]

労働時間短縮が政府の政策目標の一つとなり、また国民的課題となるにつれ、労働時間統計が重要性を増してきたが、それとともに労働時間統計をめぐる様々な論議がなされるようになってきた。

本研究では、今後の労働時間統計のあり方を考える第一次接近として、近年における労働時間制度の変容と労働時間管理の実態を把握し、それが労働時間統計に与え得る影響を検討した。

研究会では、上場企業を対象に、労働時間制度と労働時間管理の実態を調べるアンケート調査を実施した。

調査は、労働時間の管理体制、残業管理、フレックスタイム制を採用している場合の労働時間管理、みなし労働時間制を採用している場合の労働時間管理、労働時間把握（特に残業時間把握）に代えて支給される手当、労働時間短縮の方策と今後の課題等について調べた。

その結果、

- ① 労働時間管理は職場の管理者に依存していることから、管理者の負担は小さくなく、管理部門の把握する労働時間と実態が乖離する余地が存在すること

- ② フレックスタイム制のように労働時間制の弾力化が進展するにつれ、職場の管理者の労働時間管理の負担が増すことから、労働時間管理の合理化・管理部門への集中が求められること
- ③ 管理者による労働時間管理の厳格化と、労働者による時間管理の裁量制拡大の動きという相反する動きがあること
- ④ そのために労働時間管理の合理化・集中化が課題となっている

が、しかし、

- ⑤ 労働時間制度と労働時間管理様式との関係が明確に問題意識として認識されているとは思えないこと
などがわかった。

このような実態を踏まえ、労働時間統計、特に毎月勤労統計調査の労働時間の把握のあり方について3点ほど考えをまとめた。

- ① 毎月勤労統計調査は今のところ、調査の考え方を変える必要はないということ。
そもそもこの調査は、賃金、労働時間、雇用に関する動態統計としての目的を持ち、その利点の一つは、一定の考え方・基準の下に調査・蓄積されたデータがあるということであり、それを崩してしまうようなことはすべきでない。
- ② みなし労働時間制では、労働時間の算定が困難であることから使用者の労働時間把握義務を免除しているが、実務上の取扱として、実労働時間把握が困難であるときは「みなし労働時間数」或いは実際に労働したと思われる時間を推定値でもいいから記入するよう指導すべきだろう。
- ③ 労働時間制度とその運用の実態、労働時間管理の方法に関する大規模な統計調査の必要性。

本研究のアンケート調査は、あくまでも上場企業の本社事業所という限られた対象のもので残念ながら、我が国全体の実情を反映した結果とは言い切れない。標本理論に基づいた統計調査の実施が待ち望まれる。